



様式第7号（第11条関係）

（家）第293号

令和7年（2025年）4月1日

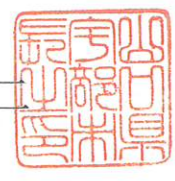
一般廃棄物処理業許可証

住 所 宇部市大字車地519の1番地
事業場所在地 同 上

氏名又は名称 株式会社田辺商会
代表取締役 廣 安 伸 太 郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の
規定により許可を受けた者であることを証する。

宇部市長 篠 崎 圭 二



許 可 の 区 分	収集・運搬
事 業 の 範 囲	1 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥・汚水を除く） 2 家庭系一時多量ごみ
事 業 区 域	宇部市全域
許 可 の 有 効 期 限	令和7年4月 1日から 令和9年3月31日まで
積替（保管）場所	1 宇部市大字善和字滑97番1、97番2 （面積 26.5 m ² ）
許 可 条 件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに市条例及び要綱、その他関係法令を遵守すること。 2 市処理施設へ産業廃棄物を持ち込まないこと。 3 要綱規定の表示をした許可車両以外を使用しないこと。 4 積荷検査等について、これを拒否しないこと。 5 その他市長の指示に従うこと。
特 記 事 項	